

郡上市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

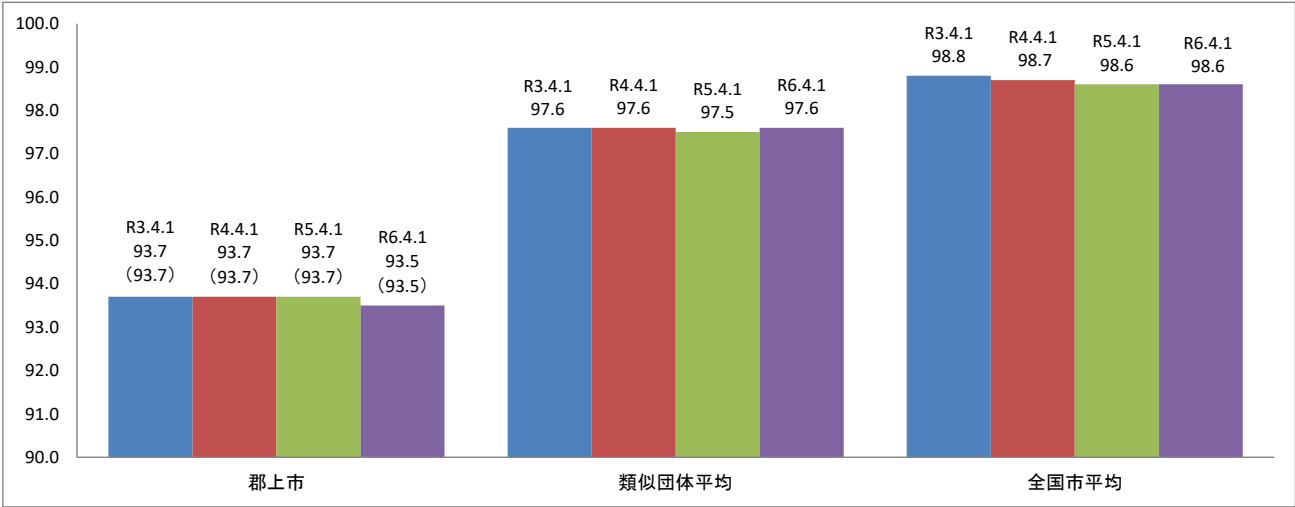
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 38,450	千円 30,322,182	千円 1,087,889	千円 4,547,656	% 15.0	% 15.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度	人 484	千円 1,750,165	千円 321,845	千円 692,643	千円 2,764,653	千円 5,712	千円 5,810

- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

- ※ 令和6年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率) %	
令和 一年度	円	円	円 (%)	%	%

(参考) 国の改定率 %

※ 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の給与支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定月数) 月	
令和 一年度	月	月	月 (%)	月	月

(参考) 国の年間支給月数 月

※ 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容と同様の引下げを行った。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表についても、国と同様の見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国と同様の見直しを実施

(実施時期) 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。また、管理職手当の見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
郡上市	43.1 歳	310,100 円	363,340 円	336,401 円
岐阜県	42.9 歳	327,653 円	407,523 円	362,236 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
郡上市	54.7 歳	20 人	268,100 円	299,855 円	278,595 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	51.2 歳	6 人	267,700 円	294,300 円	281,700 円	廃棄物処理員	47.7 歳	314,900 円	0.93
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	— 歳	— 円	—
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うちその他	56.3 歳	14 人	268,300 円	302,321 円	277,293 円	—	— 歳	— 円	—
岐阜県	47.9 歳	112 人	271,196 円	311,836 円	285,879 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.9 歳	12 人	294,304 円	323,768 円	305,233 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
郡上市	4,690,700 円	— 円	—
うち清掃職員	4,495,600 円	4,376,300 円	1.03
うち学校給食員	— 円	— 円	—
うち用務員	— 円	— 円	—
うち自動車運転手	— 円	— 円	—
うちその他	4,781,400 円	— 円	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
郡上市	44.7 歳	303,100 円	336,970 円
岐阜県	41.4 歳	362,158 円	401,558 円
類似団体	39.4 歳	292,402 円	329,101 円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
郡上市	42.9 歳	304,500 円	346,831 円	321,211 円
都道府県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	48.1 歳	325,124 円	— 円	365,921 円
類似団体	40.5 歳	301,477 円	365,757 円	313,815 円

- ※ 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		郡上市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	206,000 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	173,700 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	171,800 円	- 円
	中学卒	155,300 円	162,100 円	- 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	196,200 円	230,100 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
看護・保健職	大学卒	228,500 円	- 円	- 円
	短大卒	211,000 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,567 円	339,129 円	368,771 円	379,800 円
	高校卒	- 円	- 円	329,200 円	350,940 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	256,000 円	268,400 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
看護・保健職	大学卒	269,300 円	304,400 円	- 円	- 円
	短大卒	261,883 円	299,800 円	340,567 円	329,150 円

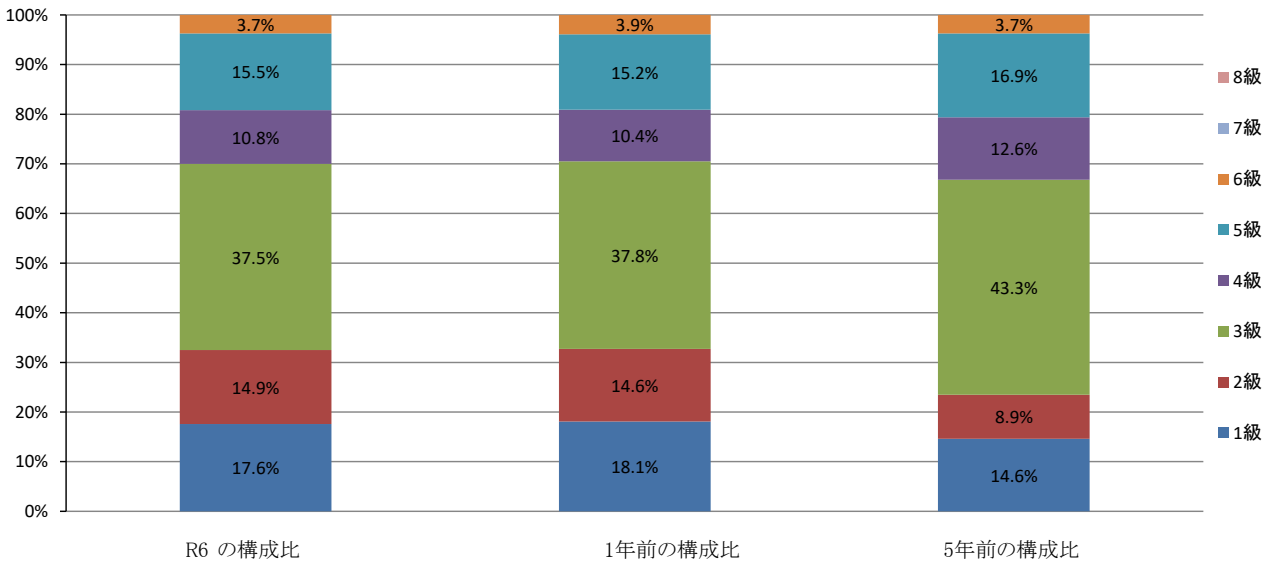
※ 教育職は、一般行政職に含む。「-」の表示は、対象者がいないため。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	57 人	17.6 %	162,100 円	249,400 円
2級	主任	48 人	14.9 %	208,000 円	305,200 円
3級	係長、主任主査、主査	121 人	37.5 %	240,900 円	351,000 円
4級	課長補佐	35 人	10.8 %	271,600 円	382,000 円
5級	課長	50 人	15.5 %	295,400 円	394,000 円
6級	部長	12 人	3.7 %	323,100 円	411,300 円

※ 1 郡上市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

郡上市				岐阜県				国			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)				-			
1,500 千円				1,655 千円				千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
				・管理職加算 15%、25%				・管理職加算 10～25%			

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	昇給実績がある成績率	支給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

郡上市				国					
(支給率)	自己都合		応募認定・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.669500	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.669500	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.039500	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.039500	月分	33.270750	月分
勤続35年	39.757500	月分	47.709000	月分	勤続35年	39.757500	月分	47.709000	月分
最高限度	47.709000	月分	47.709000	月分	最高限度	47.709000	月分	47.709000	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)				その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)			
(退職時特別昇給	－)								
1人当たり平均支給額	4,192	千円	17,414	千円					

※ 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		60,706千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		205,088円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		35.84%		
手当の種類(手当数)		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
死体取扱手当	行旅病人の救護及び行旅死亡人の死体処理作業に従事した職員	行旅病人の救護及び行旅死亡人の死体処理作業	-	1体1,000円。ただし、心身に著しい負担を与える場合1体2,000円。
火葬手当	死体の火葬等の業務に従事する職員	死体の火葬等の業務	1,170千円	1体5,000円
清掃業務手当	郡上環境衛生センター、郡上クリーンセンター及び郡上北部クリーンセンターに勤務する職員	廃棄物処理業	489千円	1日150円
家畜診療手当	家畜の診療業務に従事する獣医師	家畜診療業務	1,116千円	1日1,000円
家畜人工授精手当	家畜の人工授精に従事する職員	家畜人工授精業務	113千円	1日150円
病院医師手当	郡上市民病院及び国保白鳥病院に勤務する医師	医療業務	13,712千円	1日2,000円
へき地診療・住民健診手当	病院、診療所等に勤務する医師	医療業務	5,605千円	市内1回5,000円 市外1回10,000円
夜間看護手当	①郡上市民病院に勤務する助産師、看護師、准看護師 ②国保白鳥病院に勤務する助産師、看護師、准看護師 ③国保和良診療所に勤務する助産師、看護師、准看護師	夜間看護業務	25,463千円	①1回6,800円 ②1回4,300円 ③1回2,500円
夜間介護手当	①郡上市民病院、国保白鳥病院及び郡上偕楽園に勤務する介護福祉士等 ②国保和良診療所及び和良介護老人保健施設に勤務する介護福祉士等	夜間介護業務	6,529千円	①1回3,800円 ②1回2,500円
放射線取扱手当	病院及び診療所等に勤務する診療放射線技師	診療放射線業務	400千円	1日150円
薬物細菌等取扱手当	病院及び診療所等に勤務する臨床検査技師	臨床検査業務	385千円	1日150円
早朝勤務手当	病院及び診療所等において給食調理業務に従事する職員	早朝の給食調理業務	139千円	1日150円
消防手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消防業務	2,942千円	1日150円
救急救命手当	救急救命業務に従事する職員	救急救命業務	902千円	1日150円
分娩手当	①郡上市民病院に勤務する医師 ②郡上市民病院に勤務する助産師	分娩業務	703千円	①1分娩 5,000円 ②1分娩 1,500円
感染症防疫等作業手当	①新型コロナウイルス感染症に係る業務等に従事する職員 ②①のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事した職員	防疫等業務	1,038千円	①1日 3,000円 ②1日 4,000円
災害地派遣手当	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員	災害応急対策、災害復旧等の支援業務	-	①1日 1,080円 ②1日 1,620円(深夜)

※感染症防疫等作業手当は、令和5年度中に廃止。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	159,253 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	293 千円
支給実績(令和4年度決算)	183,758 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	337 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員数を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	●配偶者: 月額6,500円 ●満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子: 月額10,000円(16歳から22歳の間にある子については、当該年度中は月額5,000円を加算) ●その他の扶養親族(満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者): 月額6,500円	同じ	—	84,603 千円	261,928 円
住居手当	●借家・借間に係る手当 ・月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃額に応じ月額28,000円まで ●自宅に係る手当 ・月額2,500円(新築又は購入の日から5年間) H21.12から廃止	同じ	—	29,082 千円	259,661 円
通勤手当	●交通機関等利用者 ・運賃相当額に応じ月額55,000円まで ●自動車等使用者 ・片道2km以上の使用者に対し距離に応じ月額2,000円から月額31,600円まで	同じ	—	66,491 千円	102,137 円
初任給調整手当	次の職員に対して、採用による欠員の補充が困難であると認められる場合に一定の期間支給する。 ●医師・歯科医師 最高 月額415,600円 ●医療系技官 最高 月額51,100円 ●その他の特殊・専門的知識を必要とする職 月額2,500円	同じ	—	127,342 千円	3,858,849 円
宿日直手当	●一般の宿日直: 4,400円/回 ●特別の宿日直(主なもの) ①医師: 30,000円/回 ②獣医師等: 10,500円/回 ③人工授精師: 7,400円/回 ※勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額	同じ	—	56,245 千円	150,389 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ	—	30,076 千円	148,157 円
管理職手当	●一般行政職の場合 ①部長: 48,200円 ②次長: 46,300円 ③課長: 38,600円 ④主幹: 30,800円 ※平成19年4月1日から定額化を実施。 平成27年度より近隣自治体等の額を参考に額を改正	同じ	—	55,629 千円	496,689 円
寒冷地手当	●世帯主である職員 ①扶養親族のある職員 月額17,800円 ②その他の職員 月額10,200円 ●その他の職員 月額7,360円	同じ	—	47,480 千円	58,690 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料	市長 副市長 収入役	(参考)類似団体における最高／最低額			
		746,100円	980,000円	／	382,500円
		(829,000円)			
		630,800円	794,000円	／	560,000円
		(664,000円)			
報酬	議長 副議長 議員	390,000円	557,000円	／	327,000円
		(ー円)			
		340,000円	493,000円	／	279,000円
		(ー円)			
		310,000円	450,000円	／	259,000円
(ー円)					
期末手当	市長 副市長 収入役	(令和5年度支給割合) 4.40 月分			
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 4.40 月分			
退職手当	市長 副市長 収入役	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100 給料月額×在職年数×300/100 ー	(1期の手当額) 14,922 千円 7,570 千円 ー	(支給時期) 任期ごと 任期ごと ー	
	備考				

- ※ 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。なお、市長にあっては令和6年4月10日までは10%減額、令和6年7月1日からは20%減額、副市長にあっては令和6年5月13日までは5%減額、令和6年7月1日からは15%減額となっている。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 3 平成17年4月1日から収入役を設置せず、当該事務は平成19年3月31日まで助役が兼掌していた。平成19年4月1日からは地方自治法の改正に伴い、収入役に替えて一般職である会計管理者が行っている。
- 4 退職手当中「1期の手当額」は、任期途中に月額改定等があった場合は、その都度、実際の支給額を基礎として算出されるため、上記の額は参考である。

6 職員数の状況

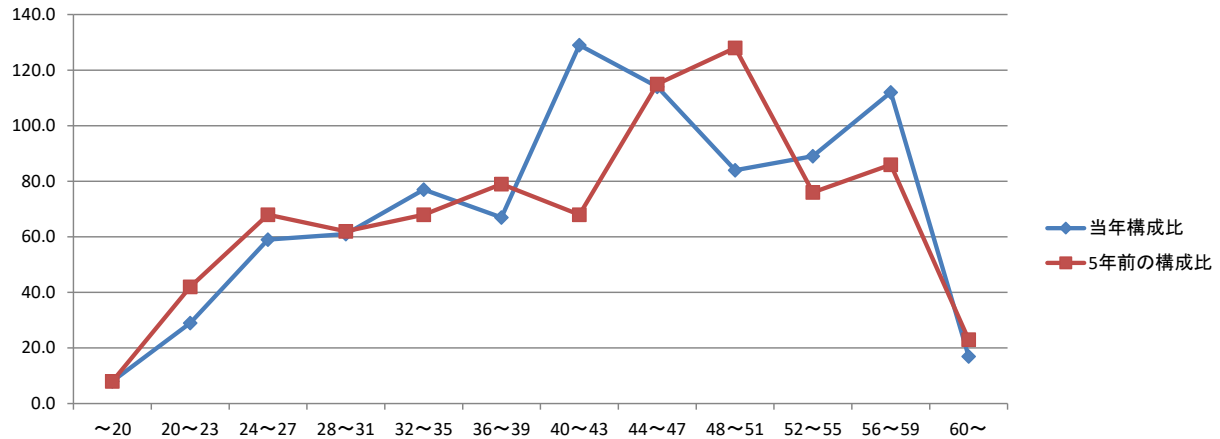
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
			令和5年度	令和6年度					
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	職員構成の変動等			
		総務	115	107	△ 8				
		税務	19	18	△ 1				
		農林水産	40	38	△ 2				
		商工	21	21	0				
		土木	30	29	△ 1				
		民生	73	74	1				
		衛生	46	44	△ 2				
	計	347	334	△ 13	<参考> 人口1万当たり職員数 86.87 人 (類似団体の人口1万当たり職員数) 69.85 人)				
	教育部門	53	49	△ 4				職員構成の変動等	
消防部門	84	83	△ 1	職員構成の変動等					
小計	484	466	△ 18	<参考> 人口1万当たり職員数 121.20 人 (類似団体の人口1万当たり職員数) 89.76 人)					
病院	261	257	△ 4				職員構成の変動等		
会計部門	公営企業等	水道	13	13	0				
		下水道	6	6	0				
		その他	81	81	0				
		小計	361	357	△ 4				
	合計			845	823	△ 22	<参考> 人口1万当たり職員数 214.04 人		
[1,138]			[1,138]	[0]					

- ※ 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人8	人42	人68	人62	人68	人79	人68	人115	人128	人76	人86	人23	人823

(3) 職員数の推移

区分	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数
一般行政	354	352	355	347	347	334	△ 20 (△ 5.6 %)
教育	54	54	55	53	53	49	△ 5 (△ 9.3 %)
消防	86	85	85	85	84	83	△ 3 (△ 3.5 %)
普通会計計	494	491	495	485	484	466	△ 28 (△ 5.7 %)
公営企業等会計	352	356	360	368	361	357	5 (1.4 %)
総合計	846	847	855	853	845	823	△ 23 (△ 2.7 %)

※ 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 2,560,124	千円 111,358	千円 131,613	% 5.1	% 5.0

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 19	千円 68,927	千円 12,836	千円 27,733	千円 109,496	千円 5,763	千円 6,071

※ 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

- ・ 平成16年3月1日合併
- ・ 平成17年度及び平成18年度の2年間、一般職職員の給与抑制措置を実施

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
郡上市	41.2 歳	324,900 円	347,479 円
団体平均	45.2 歳	335,879 円	505,135 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

郡上市				市町村(一般行政職・団体平均等)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,460 千円				1,497 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

郡上市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695000 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395000 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575000 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
(退職時特別昇給 —)					
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、対象職員が少数であるため4-(2)に含めている。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)		千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(令和5年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	3,813	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	318	千円
支給実績(令和4年度決算)	1,592	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	177	千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	●配偶者:月額6,500円 ●満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子:月額10,000円(16歳から22歳の間にある子については、当該年度中は月額5,000円を加算) ●その他の扶養親族(満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者):月額6,500円	同じ	なし	2,866 千円	238,837 円
住居手当	●借家・借間に係る手当 ・月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃額に応じ月額28,000円まで ●自宅に係る手当 ・月額2,500円(新築又は購入の日から5年間)H21.12から廃止	同じ	なし	1,222 千円	244,368 円
通勤手当	●交通機関等利用者 ・運賃相当額に応じ月額55,000円まで ●自動車等使用者 ・片道2km以上の使用者に対し距離に応じ月額2,000円から月額31,600円まで	同じ	なし	2,152 千円	143,480 円
宿日直手当	●一般の宿日直:4,400円/回 ●特別の宿日直(主なもの) ①医師:30,000円/回 ②獣医師等:10,500円/回 ③人工授精師:7,400円/回 ※勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額	同じ	なし	— 千円	— 円
管理職手当	●一般行政職の場合 ①部長:48,200円 ②次長:46,300円 ②課長:38,600円 ③主幹:30,800円 ※平成19年4月1日から定額化を実施。 平成27年度より近隣自治体等の額を参考に額を改正	同じ	なし	1,505 千円	501,600 円
寒冷地手当	●世帯主である職員 ①扶養親族のある職員 月額17,800円 ②その他の職員 月額10,200円 ●その他の職員 月額7,360円	同じ	なし	1,278 千円	67,263 円